

平成26年度第2回宮城県がん対策推進協議会会議録

- 1 日時：平成27年2月20日（金）午後3時から午後5時まで
- 2 場所：宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室
- 3 出席委員（五十音順，敬称略）
安藤ひろみ，石岡千加史，太田耕造，呉繁夫，西條茂，渋谷大助，菅原よしえ，瀬戸裕一，高橋修子，中保利通，橋本省，久道茂，細川亮一，吉田久美子

4 会議録

司会：

それでは、ただ今から平成26年度第2回宮城県がん対策推進協議会を開催します。この会議は、情報公開条例第19条の規定に基づき、公開としております。また、本会議の会議録につきましては、後日公開しますので御了承願います。

それでは、会議の開催に当たりまして、宮城県保健福祉部技監兼次長の佐々木より御挨拶申し上げます。

佐々木技監兼次長：

本日は、委員の皆様には大変お忙しいところ、当協議会へ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

日頃、本県のがん対策の推進はもとより、保健医療福祉行政全般の推進につきまして大変御協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

本協議会は昨年9月17日に第1回を開催し、今年度2回目の開催となりますが、第1回目におきましては国のがん対策基本計画や第2期宮城県がん対策推進計画において、新たに「重点的に取り組むべき課題」や「具体的な取組」として掲げられております「働く世代のがん対策」や「がん教育」等につきまして、様々な御意見を委員の皆様から賜りました。いただいた御意見を踏まえ、働く世代への対策としましては、今年度、「人事労務担当者のためのがん予防と就労支援セミナー」を実施し、より広く県民にアピールできるよう小冊子をまとめた他、がん教育につきましては、小中学生向けの県独自の教材について教育委員会等と連携を図りながらその作成に取り組んでまいりました。

来年度の取り組みといたしましては、後ほど担当から詳細な説明がございしますが、事業所を対象とした実態調査や児童生徒に対する出前授業の内容の充実を図る他、若い女性を対象としたがん検診セミナーなどの実施を計画しているところでもあります。

本日は、がん対策施策の推進につきまして、本年度の実績と来年度の計画について御説明を申し上げますとともに、併せて小中学生向けのがん教育教材についての御審議をいただく予定でございます。

特に来年度は、国のがん対策推進基本計画の中間評価年であり、第二期宮城県がん対策推進計画も中間年にあたりまして、その評価を求められているところです。このことから、国のがん対策推進協議会では、平成27年6月にがん対策推進基本計画の中間評価を予定しており、この評価のため、緩和ケア対策を始め、医療分野、社会分野等の施策について91程

度の指標を設定・測定すること，がん疼痛緩和についても都道府県がん診療連携拠点病院のがん患者を対象にがん患者の QOL を評価するための患者体験調査を実施すること，緩和ケア分野においても医療用麻薬の消費量，専門的緩和ケアサービスの利用状況，緩和ケア修了医師数などの 15 指標を用いて測定を行うとともに，医療従事者や患者に対するインタビューやアンケートにより，緩和ケアの状況の変化等を把握する調査を実施することなどが予定されております。

さらに，がん登録の推進に関する法律も平成 28 年 1 月から施行されますので，県としては今後ともこれまでも増してがん対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

皆様方には，がん対策の推進に関し，今後とも御指導をいただくとともにそれぞれの専門的な見地から忌憚りの無い御意見を賜りますようお願いしまして，開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会：

それでは，お手元に配布させていただいております会議次第に従いまして進めていきたいと思っております。以降の進行につきましては，久道会長にお願いします。

久道会長：

それでは，早速協議に入ります。まず，(1)の「がん対策施策の平成 26 年度実施及び平成 27 年度計画について」を協議します。事務局から説明をお願いします。

(資料 1 について事務局説明)

久道会長：

どうもありがとうございます。ただ今の説明につきまして，皆さんから御意見，御質問をいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

石岡委員：

以前もこの会で申し上げましたが，がん検診や，最近のがん対策推進基本計画あるいは宮城県第二期がん対策推進計画に繋がった就労とか小児，教育という点に関しては色々な活動をされているということですが，例えば資料 1 の最初の 1 ページで 27 年度計画の(2)「人事労務担当者向け予防と就労支援セミナー」に「がん予防」が出ておりますけれども，具体的ながん予防対策というのはもっとあっていいかなと感じました。とりわけ喫煙対策に関しては，後の資料にも出てくるとは思いますけれども，宮城県は喫煙率が高く，男性では 40%云々というテキストを今後，小学生に教育するという状況にあったときに，がん対策，喫煙対策が具体的なアクションとして目に見えた形で出ていない。それが気になります。

申し上げるまでもなく喫煙対策というのは，がん以外にも慢性の呼吸器疾患，心循環器系の疾患とも関係が深く，がんはそのうちの一つですので，こういうがん対策以外のところとの連携も当然あるはずで，それにしてもそういった喫煙対策というのは，目に見えるような形で出ていない印象です。それは今回だけではなく，協議会委員にいただいた時か

ら今までずっと思っていたことですので、宮城県は喫煙対策に予算と具体的なアクションを入れるべきだと考えておりますがいかがでしょうか。

久道会長：

どうもありがとうございます。ただ今、石岡委員からお話しがあった喫煙対策というのは、前から色々と言われておりまして、ネックになっている一つに議会との関係があります。県の条例をどうするかということも含めて、他県に比べると遅れているということは事実だと思います。そういった議会等の状況の変化を含めて事務局からお願いします。

事務局：

3 ページの一番上に「生活習慣病検診管理指導協議会及び各がん部会の開催」とありますが、がんについては五つの部会、それに生活習慣病登録・評価部会と循環器疾患等部会がありますので、全部で7つの部会と親協議会があります。これらの中で、がんと循環器、心疾患全部を含めて議論をしております、その予防策ということで減塩や喫煙、受動喫煙の防止といったことを市町村に対し指導事項という形でまとめて通知しており、その中で取り上げているというのが一点です。また、喫煙対策としましては健康推進課で所管しております「みやぎ21健康プラン」の中で目標を三つに絞りまして、その中の一つに「受動喫煙ゼロ」というのを掲げました。平成25年3月にプランを定めましたので、それに基づき今年度、「受動喫煙防止ガイドライン」を県としてまとめ、平成26年12月に決定したところです。現在概要版とともに印刷をしている最中で、完成しましたらそういったものを使ってがんや循環器疾患等の予防啓発をやっていこうと考えているところです。

久道会長：

みやぎ21健康プランや健康日本21の関連で、議会ではたばこに関する予防の条例設置を求める側と、それに反対する側が出てきて議論になっていると思われまます。10年前とは事情が変わっているだろうと思いますが、やはり条例が無いとインパクトがないのですね。石岡委員がこの協議会のメンバーになってからしばらく経ちますけれども、その間あまり状況が動いていないというのは感じております。

少しずつは変わってきているのかもしれませんが、インパクトのある県の動き、それから議会のことも含めて状況はどうですか。事務局として議会と折衝をすると苦労があると思いますが、それがどの程度進んでいるのかということをお聞かせいただけますか。

事務局：

「受動喫煙防止ガイドライン」ですので、喫煙者がたばこを止めるのではなく、子供や妊婦の受動喫煙を防止しましょうというものだったのですけれども、「分煙を基本とする」という発言が多く、パブリックコメントでも9割が「分煙で」という内容でした。これには驚くやらがっかりするやらでしたが、まだそのような本県の状況があるのかなと思います。

議会からも何度か勉強会に呼ばれまして、その都度、御説明させていただきましたけれども、今のところ分煙が強いようでした。ですが、ガイドラインができましたので、そこを見ますと一歩進んだのかなと思っております。

条例については、大阪府や山形県でもスタートしたのですけれども、結局反対に遭ってひっくり返ってしまって、現在は機運の醸成、啓発に切り替わったところです。東京都もオリンピックを控えて難しいやりとりが続いている状況ですので、日本の国全体としてまだまだ時間がかかるのかなという気がしました。

久道会長：

そのような状況だというのはわかりました。今までの厚生労働省のパブリックコメントの状況などを聞きますと、同じような文章がまとまって寄せられるといった、集団でコメントを寄せられることが多いようです。これは反対、賛成のどちら側にもあるようですが、そのようなことで動かされているという疑念があるのと、葉たばこ農家や販売業者のようにたばこに関連する仕事をしている方々との関連もあると思います。地道に変化させていく必要があると思うのですが、そのような方向性は決して間違いではないですので、歩みを止めないようにやっていただければと思います。

この件に関して、または喫煙対策以外でも他の事業について何かございますか。特に平成27年度事業に関して、これを追加してはどうかといった御意見はございませんか。無いようでしたら次へ移ります。

2番目の協議ですが「小・中学生向けがん教育教材について」事務局からお願いします。

(資料2について事務局説明)

久道会長：

ありがとうございました。国立がん研究センターが作成した教材よりも非常にわかりやすく、大変良くできているのではないかと思います。編集委員の方々は大変御苦労をされたと思います。

今、説明があったように、最終的な確定版はがん診療連携協議会の意見を伺った上で決定ということですが、当協議会としての御意見をいただければ、それをがん診療連携協議会へ持っていくということになりますのでよろしくお願いします。

石岡委員：

非常に良くできていると思います。

まず、資料の中身の前にお話しさせていただきますが、文科省からの委託事業で「平成26年度がん教育総合支援事業」というのがあったわけですが、そこにはモデル都道府県及び都市ということで北海道から福岡市まで21箇所選定されました。そのモデルに選ばれたところは、早い時期から取り組みがあったのではないかなと思うのと、がん教育総合支援事業について私自身はコミットしていないのでわからないのですが、これを取りに行くような形だったのでしょうか。事前に文科省の事業に応募したのか、それとも文科省側が取り組みが良かったところに指定したのか。やはり取り組みにかなり差があると思うのですね。モデルに選ばれたところは、やはり都道府県、市レベルの積極性との関連があるのかということですが、この支援事業自体に補助金は出ておりますよね。せっかく補助金がぶら下がっているのに、宮城県ではこれを取りに行かなかったのかどうか、ということを知りたいと思

います。

事務局（スポーツ健康課）：

モデル事業については、希望しておりませんでした。その理由ですが、学校・地域保健連携推進事業というものをスポーツ健康課として行っておりますが、これは県内の地域を8つに分けてそこに支援チームを作り、その地域で特に重要な子供についての課題となっていることを研究して取り組んでいる事業となります。その中でがんも含めて実施しておりましたので、あえて挙手はしなかったという経緯があります。

石岡委員：

がん教育総合支援事業には、それなりの予算が付いているように見えるのですね。今までの厚労省や、文科省のがんプロフェッショナル養成プランとは全然違うところで、聞くところによると、文科省内のスポーツ青少年局の予算なのですが、平成29年頃から文科省が本格的に取り組むということでほぼ決まっているようです。しかし、その課ではできないので医学教育課のがんプロフェッショナル養成プランを経由して予算化するか、あるいは初等・中等教育に出すかということで省内で共同事業にするという話を医学教育課長から聞いてきました。その際、先進的な取り組みのあるところに対して重点的に補助金を付けるという方向にあるという話でしたので、こういったところに消極的だと宮城県のがん教育に格差ができるのではないかとというのが私の懸念事項であります。

教材についてもコメントをさせていただきます。難しい内容をやっても頭に残らなければ意味はありませんので、このぐらいのレベルでいいと思います。ただ、もう少し検討していただく中で考えなければいけないのは、これも知識レベルの格差という問題があります。他県でももう少しレベルが高い教材ができた場合、学力と似たようなことが起こるのではないかなという懸念があります。宮城県の子供は非常にわかりやすい教材で、教育的効果は良いのかもしれませんが、例えば東京や神奈川でももう少し難しいことを教育したときに影響が出ないかということが気になります。ただ単に簡単にすればいいというものでもないと思います。初等教育の問題ですので、そういったことも少し検討が必要かなと感じました。

それから個別の問題で、「がんは遺伝するものが多いかどうか」と出ておりますが、おそらくこれはその前のところに「がんになるメカニズムと遺伝子」という言葉が出ているから、「遺伝」と「遺伝子」という言葉を誤解するだろうということで配慮しているのだと思います。遺伝子は設計図で、それに傷がつくのががんだと。「遺伝子は生物の形や性質を決める細胞の設計図」と書いてあります。そうすると、それだけの説明だとおかしいなと。遺伝子、設計図に傷がついてがんになる、設計図があるから親から子に伝わるということを言っておきながら、「遺伝とがんは関係があるか」という問いかけは、ロジックを考えると混乱が深まるのではないかと思います。こちらの説明をどのようにするのかはわかりませんが、生殖細胞、精子や卵子が持つ設計図に傷があれば遺伝しますが、そうでない体の細胞における傷というのは遺伝しない。そういったところの引用が欠落していますので、結論は正しいけれども前に書いてあることと合わせて考えると誤解や混乱を生じやすいと感じました。その辺の工夫は必要だと思います。

もう一つの指摘としては、私は遺伝性の腫瘍も専門領域にしているのですけれども、「が

んは遺伝じゃない」というイメージをあまり強く植え付けない方がいいと思います。明らかに遺伝するがんというのは、5%程度という言い方でいいのかもしれませんが。環境要因と遺伝要因の両方からなるがんというのがかなり多い。そうなってくると白か黒かではないので、実際は最近の腫瘍学では、発がんにおける遺伝の要因、体質のウェイトというのはかなり重いとされておりまして。ですから、これでがんと遺伝のことを極論で解釈すると思うのです。教材を子供達が持ち帰って、家庭で親が見て「がんと遺伝があまり関係ない」という印象が残るような書き方は避けた方がいいと思います。

あとは、たばこを吸わないということは重要だと思いますが、一方では宮城県のがん対策に受動喫煙の問題が書いてあって、がんにならないためにはたばこを吸わないだけでは駄目で、吸わせないということも大事ではないかなと思います。

それから23ページの「他人が吸っているたばこの煙を吸ってしまうと、肺がんになる危険性が高まります」というのは、確かに間違いない。受動喫煙でもリスクが高まることは、肺がん以外でも明らかになりつつあります。20ページには、肺がん以外でもがんになりやすいと書いてあって、様々な口腔がんとかすい臓がんとか骨髄性白血病まで書いてありますけれども、肺がんは数としては一番多いですけれども、あまり肺がんだけを強調しないようにした方がいいと思います。それと、23ページの補足に「受動喫煙によって、肺がん、心臓病などの危険性が」と書いてありますが、がん、心疾患、呼吸器疾患というのは三つの柱ですので、こちらには呼吸器疾患というのも入れた方がいいと思います。以上です。

久道会長：

今、石岡委員からかなり詳しい御意見が出ましたけれども、おそらくこういったことを全部スライドにすると、さらに混乱すると思うのです。ですから、教える先生方の教材の中に説明を加えて、それをさらに教師の方々の研修の際に念を入れてやるということがギリギリかなという感じがします。

子供にとっての理解の仕方、あるいは遺伝の解釈については、呉委員からも御意見をいただきたいと思いますが、なかなか大変であることは間違いないと思います。しかし、合格点はある教材だと思いますので、実際に使いながら工夫をしていくということでもいいかなと思いました。

それから、文科省の予算のことについても中央省庁もそうですが、地方自治体も縦割り行政の弊害の一つがあるのではないのでしょうか。今回の協議会には、スポーツ健康課の方が事務局に入っておりますが、こういったことを一つの契機として、部署ごとに所管しているテーマを他の部署でも関係ありそうだと思うたら積極的に連携を取っていただいて、石岡委員から話があったような予算措置の情報は非常に重要ですので、素早く予算確保に動いて手を挙げる。そうすると仕事が増えますので、忙しくなることは間違いないのですが、手を挙げて仕事を増やすくらいのことをして「宮城県は他の県と違いますよ」ということをしていただきたいと思います。

呉委員：

がんは遺伝するかという問題は非常に難しい問題なのですが、このテキスト自身は非常に良くできていると思います。確かに遺伝という言葉が日本では genetics と heredity とい

う言葉がごっちゃになっているのですね。11ページで言っている遺伝と16ページの「がんは遺伝するのか」というところの遺伝は英語にすると全く違います。日本語にすると漢字は全く同じになってしまいますので、これで非常に混乱しやすいということがあります。遺伝子というところをDNAという言葉に置き換えると、そういうことは多少は避けられるのかもしれませんが。細胞を知っていればDNAは知っているのかもしれないので、何年生を相手に話すのかにもよりますけれども、「DNAの傷なんだよ」ということを話して、遺伝ということを避けると混乱は避けられるかもしれませんが。ただ、大人でも勘違いされている方が多いので非常に難しいことだと思います。

全体を見たときに18ページからの「がんにならないためには」というところの「たばこをすわない」というのは非常に説得力があるのですね。しかし、「生活習慣に気をつける」というところは、こういうことをした方がいいというのは書いてありますが、塩分の取り過ぎに注意したり運動をしたり野菜を取ったりするとどうしてがんにならないのか、という説明が書いていないので、お子さんが疑問をお持ちになるのではないかと思います。そういう答えをあらかじめ用意しておく必要があるのですけれども、それほど明確に答えられますかね。例えば食物繊維を取るから大腸がんが減りますとか書いていいもののでしょうか。塩分に関してはエビデンスがあるからいいのですけれども、野菜、果物ががんの予防に役に立つ、あるいは運動するとがんが減るといっていいのでしょうか。教科書として使うのであれば、エビデンスというのが求められるのかなと思いました。

あとは小さいところですが、「遺伝子は細胞の設計図」ということが書いてありますが、「ヒトの設計図」ですね。子供が両親に似ているのは「ヒトの設計図」を受け継いでいるから、という書き方になると思います。

久道会長：

野菜や運動についてのエビデンスは、疫学的にはあるのですね。ただしそれは、あくまでも確率論なのです。蓋然性を使って、何パーセント以上はこうだということは疫学的な考え方から言えば当然エビデンスとして認められている。これは確かですが、確率ですので、がんにならない場合もあるということになると、子供が理解するのは難しいですよ。

呉委員：

子供が「なぜ？」と思うことに対してはどうなのでしょう。

久道会長：

説明はできると思います。解釈はきちんとありますので、教師には教えておく必要があるかもしれませんが、それを本当に理解してくれるのかというと、人間の代謝だとかビタミンのこととか色々出てきますので、おそらく無理だと思います。

安藤委員：

今回の教材は小・中学生向けということでしたので、がん教育ということと生活習慣病ということにもスポットを当てております。他の編集委員の方からも、「がんの教育の前にやらなければならないことは肥満対策」ということが話になりました。ただ、そこにスポット

を当ててしまうと中身がぶれてしまうのではないのかということもありましたし、生涯学習課からお話があったのですけれども、学校・地域保健連携推進事業というのが24年度の終わり頃に文科省から急に予算が下りてきたのですね。一回目は、ただ会合を持ちなさいということで県内の6～7箇所を急いでチームを形成させられまして、次の年はチームの中から誰かがスピーカーになって、そのエリアの小中学校の学校教師に悉皆教育ということで、学校から必ず一人以上出て、話題を提供したことについて勉強させてくださいということで事業が始まりました。それが先ほど石岡委員がおっしゃった今後は、そのように展開されていくのであろうと。26年度までは、悉皆教育の一翼でしかないという、今年はまだはっきりしていない状況でしたので、大河原圏内でその当時一番問題であったのは何かということで、子供の肥満を取り上げさせていただいて、そういったテーマを元に研修事業を行った。その翌年は口腔ケアに移行というように展開してきております。

今後、文科省がどのようにお金を下ろしてくるか、コンスタントに下ろしてくるかはっきりわからないということで伺っておりますので、そこを上手く捉えられればいいのですけれども、最初に来たときには何が何だかわからない感じがございました。

石岡委員：

まだわからないのだと思うのですけれども、スポーツ・青少年局学校健康教育課が担当しているのですね。文科省が直接やるとなると、全校に義務でやるということになります。これに関しては、どこでやるかということは決まっていないのですけれども、高等教育局医学教育課の方でやっている地域がんプロフェッショナル養成プラン、これは概算要求が次年度通るかどうかわからないのですけれども、それが通った場合、財務省向けの柱として初等・中等教育におけるがん教育ということと抱き合わせて概算要求するというのが、文科省の高等教育局医学教育課とスポーツ健康局学校健康教育課とではほぼ話し合いがついているようです。概算要求次第ですが、そうすると文科省が自分の所轄の小中学校に対してやる授業です。今までの厚労事業とやるのとはレベルが全然違いますから、全部やるつもりだということ医学教育課長が言ってました。安藤委員がおっしゃるとおり不確定要素はあると思いますが、そのようなことになるとすると教科書も全国共通のものになる。そのためのモデル事業を行っている、私は理解しております。

久道会長：

この教材について色々と御意見をいただきました。文言の修正、このようなやり方もあるかなというような意見ですが、どうでしょうか。事務局では本日の提案を受けて修正をして、協議会の了承を得るということでよろしいでしょうか。スライドそのものは、修正は必要ないと思いますが、教える教師に対する説明文を加えてはどうかということが意見として出ております。

事務局：

平成27年度予算で教師用テキストを作成して、秋頃に先生向けの研修会を開きたいと考えておりましたので、本日いただいた意見を元にスライドはそのままにして教師用テキストを修正するという形にさせていただきたいと思っております。

久道会長：

遺伝子を DNA にすると、また DNA の説明から始まるし、難しい面もあるので今日説明をいただいたスライドの文字についてはそのくらいにさせていただいて、教師用の解説文に色々加える程度に止めるという事務局の提案ですが、それでよろしいでしょうか。

石岡委員：

ここでそのようになってしまうと、私も呉先生も西條先生もがん診療連携協議会に入っておりますので、この場で「これで良い」ということになってしまおうとがん診療連携協議会に出す意味が無くなってしまいます。せつかく専門家の意見も出たわけですから、見直しの余地を残しておいていただきたいと思います。次の場がまだあるのであれば、それはがん診療連携協議会でまだ意見を言えるので OK ですけれども、この後もこれで行かなければいけないという状況であれば、がん診療連携協議会で意見を出してもしょうがないのではないかなと。

久道会長：

そのような意味ではなく、本協議会としての意見としてはこうなりましたけれども、がん診療連携協議会では新たに意見を出されて、そして修正することは当然あっていいと思います。この教材をこのようにします、という最終決定は本協議会ではないのですよね。

事務局：

本日の御意見を含め、それに加えてがん診療連携協議会への意見・照会の結果も併せて、修正の余地を残して最終的な決定は会長、副会長にお任せという格好でやらせていただければと思います。

橋本委員：

今度のがん診療連携協議会からのメールによって上がってきた意見をまとめて変更するということですか。呉委員が先ほどお話になったようなことは、元々私もわからない点だったので気になるところです。生活習慣のところなどは、子供に教えるわけですから、公衆衛生学的には野菜をたくさん食べるとがんにはなりにくいということがわかっていたとしても、それを子供が納得するように教えられるかということ、今のままではなかなか難しいと思います。子供は「どうして？」という疑問を持つものですから、それにきちんとわかりやすく答えてあげるのが大人であり、そのためのツールが教材なわけですから、教材はしっかりしたものにしておかないといけないと思います。これを少し直ただけで教師の説明用テキストに「このように教えてください」と書いたのでは少し足りないと思うので、今日ここで出た意見とか、メールによる意見を集約してもう一度きちんと作る、というのであればいいと思います。それで、この教材はいつから使うのですか。

事務局：

来年度のがん教育の出前講座で使用することになるのですが、今年度の場合は、本日の資

料にありますように実際に授業を行ったのは平成26年12月から平成27年1月までです。

橋本委員：

すると、まだ時間はあるわけですから、せっかく作るのでしたらきちんとしたものを、本当に子供向けに、わかりやすいように作ってもらいたいと思います。例えば誰かがパイロットスタディのようなものやってみて、説明してどうだったのかというのを聞くというのも良いかもしれません。この辺については、きちんと協議会の意見を反映するようにしていただければいいかなと思います。

事務局：

本日、委員の皆様より色々な御意見を頂戴したところですので、事務局としても検討をした上で来年度のがん対策推進協議会にテキスト案を提示させていただいて、それで最終的なオーソライズをいただくという形にしたいと思います。

久道会長：

あまり性急に決めても問題が残りそうですし、その方が良いかもしれませんね。
来年の協議会というのはいつになりますか。

事務局：

まだ開催時期は決まっておりません。

久道会長：

去年はいつ開催したのでしょうか。

事務局：

昨年9月17日に開催しておりますが、来年度の予定は未定となっております。

久道会長：

9月だとすると来年の事業には間に合わないかもしれませんね。

事務局：

先のスケジュールに合わせて開催時期を早めたいと思います。

久道会長：

スライドの中身を変えるのは難しいかもしれませんが、教師向けの教材として上手く説明ができるような、なおかつ根拠がしっかりとした形で整備する。そのようなことで工夫をするということではいかがでしょうか。

事務局：

そのような形でやりたいと思います。

石岡委員：

このテキストは印刷して配布するということでしょうか。

事務局：

子供に対してはスライドの形で用います。

石岡委員：

今年度予算で印刷するから直せないとか，そのような事情があるわけではないのですね。

事務局：

教師用のテキストは，本日の資料をベースにして，秋までには作りたいと考えております。

石岡委員：

パワーポイントで作ってあるのならすぐに直せますよね。

事務局：

データの形でウェブに掲載して提供したいと考えております。

久道会長：

そのような形で提供して，誰でも使えるようにするわけですね。

事務局：

担当の養護教諭の先生が自分なりに使いやすいようアレンジして使用できるというイメージでおります。

久道会長：

そのような方にきちんと説明ができるような解説を加えるということが，来年度の作業として必要だということですね。このようなことでやっまとまったのですが，今日のこの協議会として案を決定するという話ではありません。今後このような方向で進めていきたいと思いますが，いかがでしょうか。よろしければ事務局にはそのような方向で進めていただきたいと思います。

では，次第4，その他として事務局から何かございますか。参考資料があるようですが，こちらはよろしいですか。

事務局：

参考資料について簡単に説明させていただきます。

今年の夏に開催いたしました「人事労務担当者のためのがん予防と就労支援セミナー」の

内容等をまとめたものになります。今年度中に印刷をしまして、協定締結企業，例えば金融機関の待合室などに配って、待っている方がパラパラとめくっていただけるようなイメージで配布できればと考えております。中身については各先生方に了承をいただいて、最終チェック中の段階でございます。事務局からは以上です。

久道会長：

それでは、先ほど第1回目の協議事項で平成27年度の計画について説明をいただいて、最終的に皆さんからの同意を得ていなかったのですが、改めてこれでよろしいですね。ありがとうございます。

以上で議題は全て終了しましたので、本日の協議会は以上で終了とします。どうもありがとうございました。

司会：

委員の皆様，本日は長時間に渡りまして貴重な御意見ありがとうございました。これで本日の会議を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。